

[内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省]

## 多文化共生社会の推進に関する提言

平成22年11月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)



## 多文化共生社会の推進に関する提言

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人を始めとして、多くの外国人住民が生活しています。

こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化、定住化傾向が進んでおり、労働、社会保障、医療、教育等の分野での様々な課題が顕在化しています。さらにこうした課題は昨今の厳しい経済環境のなか、一層深刻化しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）づくりを推進するため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるところであります。

国においても、本年8月に日系定住外国人施策に関する基本指針を策定されたところですが、今後の多文化共生社会づくりの一層の推進に向け、関係府省庁は責任をもって、次の点について措置を講じられるよう提言します。

平成22年11月

多文化共生推進協議会

〔 群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・  
愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市 〕

## 1 日系定住外国人施策に関する基本指針に基づく行動計画の策定等について

日系定住外国人施策に関する基本指針に基づく各府省庁の行動計画については、地域の実情や課題等を踏まえた上で、関係府省庁が緊密に連携し、実効性のあるものを策定すること。中でも、特に次の点を踏まえること。

### (1) 子どもを大切に育てていくために必要な施策

- ① 公立小中学校における日本語教室の位置づけの明確化やそのための教員・指導者、教材等の公的手当等、外国人児童生徒に対する公立学校での教育環境の充実を図ること。【文部科学省】
- ② 外国人の子どもの就学状況の全容を継続的に把握するとともに、公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育を受けられる仕組みをつくること。【総務省、法務省、文部科学省】
- ③ 「虹の架け橋教室」事業について、地域課題に対応した事業となるよう、実施方法等を再検討した上で、平成 24 年度以降も継続実施すること。【文部科学省】
- ④ 中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人の子ども等が、高等学校の入学資格を取得しやすくするために、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を 1 年間に複数回実施すること。【文部科学省】

### (2) 安定して働くために必要な施策

- ① ハローワーク等における外国人対応窓口の設置、通訳の配置などの対応を継続的に行うこと。また、日本語能力等に配慮した職業訓練を引き続き推進するとともに、就労につながる実効性のある日本語を学習できる仕組みを作ること。【文部科学省、厚生労働省】
- ② 外国人技能実習制度に基づき技能実習生が受ける講習内容のうち、「日本語」について、その目的の達成に向け、日本語指導の実務経験者等による指導を受けることを条件とすること。【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省】

### (3) 社会の中で困ったときのために必要な施策

- ① 教育、年金等の制度に加え、感染症対策、災害対策など迅速に周知を図るべき事項についても、「定住外国人施策ポータルサイト」等による、多言語での速やかな情報提供を推進すること。【内閣府】
- ② 安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、多言語による防犯、交通安全、防災、生活上のルール等の啓発活動に対し、積極的な支援を行うこと。【警察庁、総務省】
- ③ 医療機関や公的機関等における外国人のコミュニケーション支援に向け、各自治体が行う通訳などの体制の整備や人材の育成に対する財政的な支援を行うこと。【各省庁】

## 【提言の背景】

日系定住外国人施策に関する基本指針の策定に対しては、一定の評価ができるものの、各府省庁において今年度末を目途に策定される行動計画において、今後の具体的な施策の内容等が明確に示されることが求められる。また、行動計画を着実に実施するための十分な予算措置も不可欠である。

(1) ① 公立小中学校における日本語教室について、統一的な内容や基準が示されていないため、その取り組みは自治体や学校によってまちまちであり、充実した教育環境が整っているとはいえない。

なお、文部科学省が本年8月に示した「新たな教職員定数改善計画(案)」に外国人児童生徒への日本語指導の充実として盛り込まれた教員定数の改善については、着実に実施されることが望まれる。

② 公立小中学校、外国人学校等のいずれの教育機関等にも在学しない不就学の子どもたちの状況について、その全容を把握することができていない。

③ 「虹の架け橋教室」事業については、就学前の子ども等も対象とすることや、法人格を有しない団体も実施主体となり得るようにするなど、より効果的な実施に向けて、関係者間で十分検討した上で、継続実施されることが望まれる。

④ 就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた外国人の子ども等に多様な機会を用意することは、外国人の子どもたちの将来における職業選択の幅を広げ、彼らが地域における貴重な人材となるための自立支援にもなる。

(2) ① 依然として厳しい雇用情勢が続く中、外国人失業者のなかには今後も日本で働くことを希望している者も多いが、職務経験が十分でないことに加えて、就労に必要な日本語能力が不十分なため、再就職が困難になっているものと思われる。

② 今年7月に施行された新しい外国人技能実習制度に基づく講習内容について、「技能実習生の法的措置に必要な情報」は専門的知識を有する者から受けることと定められているが、「日本語」を含む他の内容は指導者の条件について定めがない。

(3) ① 感染症対策、防火安全対策、災害対策など迅速に周知を図るべき情報については、定住外国人施策推進室が事業主務省庁に対し、外国人住民向けに提供すべき情報の選択、多言語化等を進めていくよう強く依頼することが期待される。

② 外国人が犯罪や交通事故などの当事者とならないようにするため、日本社会において安全で安心して暮らせるためのルール等を積極的に啓発することなどが求められる。

③ 外国人が医療機関や公的機関を利用する際、言葉の壁によって、十分にコミュニケーションをとることができない場合がある。

[内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省]

## 2 外国人全体を対象とする方針の策定等について

多文化共生社会づくりをより一層推進するため、日系定住外国人を含む外国人全般の受入れの方針及び外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。

### 【提言の背景】

日系定住外国人施策に関する基本指針は、世界的な経済危機により特に生活困難な状況に置かれる者が増加した日系定住外国人を対象としたものとなっているが、外国人全般に対する受入れの方針や、外国人が日本社会に適応していくために必要となる、コミュニケーション支援や生活支援、地域社会への参加促進などに向けた施策についての体系的・総合的な方針を確立する必要がある。

### 3 外国人住民に係る住民基本台帳の整備等について

外国人住民に係る住民基本台帳の整備にあたっては、外国人の居住実態を正確に把握できるよう実効性を確保するとともに、外国人住民に係る情報を国・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みづくりを行うこと。また、新制度への円滑な移行に向け、必要な財政措置を確実に行うなど国が十分に支援するとともに、省令等を速やかに整備すること。

併せて、制度の変更を周知するため多言語によるリーフレット・ホームページ等の作成を行うとともに、説明会等を充実させること。

#### 【提言の背景】

外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える住民基本台帳法の改正法、外国人登録制度を廃止して法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築する出入国管理及び難民認定法等の改正法が昨年7月に公布され、3年以内に施行することとされている。

- ① 外国人への行政サービスに係る利便の増進を図り、国・都道府県・市町村が連携して効果的な多文化共生社会づくりを推進していくためには、外国人住民に係る情報に関し、国の機関・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みの整備を行う必要がある。
- ② 現在の外国人登録原票に記載された情報を新台帳へ移し替えるために必要な財政措置を確実にを行うとともに、相当の準備作業が見込まれる中、作業に必要な省令等を速やかに整備することが求められる。また、新制度への円滑な移行のためには、対象である外国人住民に対する周知が重要である。

[警察庁、外務省]

#### 4 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結等について

日本国内で犯罪を行った外国人の国外逃亡に関し、諸外国との間の「犯罪人引渡し条約」の締結を進めること。また、同条約の未締結国に対しては、逃亡した外国人犯罪人に係る処罰要請等を行い、必ず適正な司法手続が行われるようにすること。

#### 【提言の背景】

日本国内で犯罪を行った外国人が国外に逃亡し、適正な処罰が行われない場合、被害者や遺族を始めとする国民の感情に不満が残り、外国人への偏見等にもつながりかねない。

群馬県で起きた殺人事件や静岡県で起きた死亡ひき逃げ事件、強盗殺人事件等における国外逃亡した外国人容疑者について、相手国によって容疑者の起訴が相次いで行われるなど犯罪者の処罰について一定の進展が見られるが、こうした動きを更に進めていく必要がある。